

平成 31 年 3 月

各 位

大阪市住宅供給公社

## 公社契約における契約保証金の取扱いについて

平成 31 年 4 月発注分より、契約の締結にあたり **契約保証金を納付**していただくこととなります。

納付金額	契約金額の 10 分の 1 以上の額 ただし、指名競争入札及び工事請負契約において随意契約の方法で契約を締結する場合は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とします。
納付方法等	公社が発行する振込依頼書により納付し、振込金受取書（写し可）と一緒に契約書をご提出ください。 履行確認後、公社所定の請求書のご提出により、ご指定の金融機関へ還付します。

ただし、次の**いずれかに該当する場合は、免除**されます。

(1) 工事請負契約

- ア 契約金額が 500 万円未満又は工期が 60 日未満のとき
- イ 緊急補修業者等指定契約

(2) 業務委託契約

- ア 契約金額（長期継続契約にあつては、予定総額。）が 500 万円未満であるとき
- イ 落札者が、契約時に官公庁等（官公庁、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構及び大阪市の外郭団体等をいう。）と種類をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年の間に誠実に履行したと認められる書類（契約保証金免除申請書（様式第 1 号））を提出したとき
- ウ 大阪市住宅供給公社契約規程第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当する随意契約
- エ 単価契約

(3) 物件の買入契約

- ア 契約金額が 100 万円未満であるとき
- イ 落札者が、契約時に官公庁等（官公庁、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構及び大阪市の外郭団体等をいう。）と種類をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年の間に誠実に履行したと認められる書類（契約保証金免除申請書（様式第 1 号））を提出したとき
- ウ 大阪市住宅供給公社契約規程第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当する随意契約
- エ 単価契約
- オ 電気、ガス、水道等の付合契約

(4) 物件の借入契約

詳しくは公社ホームページに掲載しております

「大阪市住宅供給公社契約規程」及び「大阪市住宅供給公社契約保証金取扱要綱」  
をご覧ください。

お問い合わせ先 大阪市住宅供給公社 経理課契約担当 電話 06-6882-7003